

国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学印章規程を次のとおり改正する。

現行		改正	
別表第2(第2条第1項第2号関係)		別表第2(第2条第1項第2号関係)	
職印の種類	管守責任者	職印の種類	管守責任者
(略)	(略)	(略)	(略)
東京農工大学理事(学術・研究担当副学長)の印	研究国際部研究支援課長	東京農工大学理事(学術・研究担当)の印	研究国際部研究支援課長
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第4(第2条第1項第4号関係)		別表第4(第2条第1項第4号関係)	
学生証用印の種類	管守責任者	学生証用印の種類	管守責任者
東京農工大学長の印	学務部学生総合支援課長	東京農工大学長の印	学務部学生総合支援課長
学生証用 東京農工大学大学院農学府長の印	府中地区事務部総務室長	東京農工大学長の印 農学府・農学部	府中地区事務部総務室長
学生証用 東京農工大学農学部長の印		(削る)	
学生証用 東京農工大学大学院工学府長の印	小金井地区事務部総務室長	東京農工大学大学長の印 工学府・工学部	小金井地区事務部総務室長
学生証用 東京農工大学工学部長の印		(削る)	
東京農工大学大学院生物システム応用科学府長の印	小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長	東京農工大学大学長の印 生物システム応用科学府	小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長
東京農工大学大学院連合農学研究科長の印	府中地区事務部連合農学研究科事務室長	東京農工大学長の印 連合農学研究科	府中地区事務部連合農学研究科事務室長

附 則 (規程第16号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。